ロ　小規模不動産特定共同事業者等が、小規模対象不動産の取得等を行うものであること。

ハ　法附則第十一条第十三項第一号イに掲げる家屋について、小規模対象不動産の取得等後二年以内に当該家屋の増築、改築、修繕又は模様替に着手すること。

ニ　その他国土交通大臣が総務大臣と協議して定める事項

二　法附則第十一条第十三項に規定する特例事業者（小規模特例事業者を除く。）及び同項に規定する特定適格特例投資家限定事業者（イ及びロにおいて「特定特例事業者等」という。）次に掲げる全ての事項

イ　特定特例事業者等による事業契約に係る不動産取引の目的となる法附則第十一条第十三項第二号に定める不動産（ハにおいて「特例対象不動産」という。）の取得は、当該事業契約締結後に行うものであること。

ロ　特定特例事業者等が、法附則第十一条第十三項第二号イに掲げる土地及び同号ハに掲げる特定家屋又は同号ニに掲げる家屋及び同号ホに掲げる土地を取得するものであること。

ハ　次に掲げる特例対象不動産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)　法附則第十一条第十三項第二号ハに掲げる特定家屋　同号イに掲げる土地の取得後二年以内に当該特定家屋の新築に着手すること。

(2)　法附則第十一条第十三項第二号ニに掲げる家屋　当該家屋及び同号ホに掲げる土地の取得後二年以内に当該家屋の増築、改築、修繕又は模様替に着手すること。

ニ　法附則第十一条第十三項第二号イに掲げる土地及び同号ハに掲げる特定家屋又は同号ニに掲げる家屋（増築、改築、修繕又は模様替後のものに限る。）及び同号ホに掲げる土地は、当該新築又は当該増築、改築、修繕若しくは模様替後十年以内に譲渡をすること。

ホ　その他国土交通大臣が総務大臣と協議して定める事項

附則第七条第十八項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18　法附則第十一条第十三項第一号イに規定する政令で定める用途は、住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（第二十項において「路外駐車場」という。）、学校、病院、介護施設（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項に規定する公的介護施設等又は同条第四項に規定する特定民間施設をいう。第二十項において同じ。）、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画館、遊技場又は倉庫であることとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除くものとする。

附則第七条第十九項中「附則第十一条第十三項第一号及び第二号」を「附則第十一条第十三項第二号イ及びロ」に、「同項第四号」を「同号ニ」に、「に掲げる」を「の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第二十項中「附則第十一条第十三項第一号」を「附則第十一条第十三項第二号イ」に改め、「のうち」の下に、「建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものであつて」を加え、「駐車場（駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場に限る。）」を「路外駐車場」に改め、「（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項に規定する公的介護施設等又は同条第四項に規定する特定民間施設をいう。）」を削る。

附則第九条の二第一項中「附則第七条第十七項」を「附則第七条第十五項」に改め、同条第二項中「附則第七条第十八項」を「附則第七条第十六項」に改める。

附則第十条第二項中「同項」を「法附則第十二条第一項」に改め、同条第九項第一号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同条第二十一項及び第二十二項中「同法第七十条の四」を「同条」に改める。

附則第十条の二第十一項中「附則第十二条の二の七第五項」を「附則第十二条の二の七第六項」に改める。

附則第十一条第二十八項を削り、同条第二十九項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十二項と三項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十六項中「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十一項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第四十項とし、同項の次に次の一項を加える。

41　法附則第十五条第四十三項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　機械及び装置　一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。次号及び第三号において同じ。）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）が百六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

二　工具　一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの

三　器具及び備品　一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの

四　建物附属設備　一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

附則第十一条第四十二項を次のように改める。

42　法附則第十五条第四十四項に規定する固定資産で政令で定めるものは、同項に規定する者が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産とする。

附則第十一条に次の一項を加える。

43　法附則第十五条第四十五項に規定する土地で政令で定めるものは、同項に規定する緑地保全・緑化推進法人が有料で借り受けた土地以外の土地とする。

附則第十二条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同項第八号中「にあつては」を「には」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「にあつては」を「には」に改め、「（高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。次号及び第二十一項において同じ。）」を削り、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「の専有部分に係る」を「（法第三百四十一条第十二号に規定する区分所有に係る家屋をいう。以下この条において同じ。）の専有部分（法第三百五十二条第一項に規定する専有部分をいう。以下この条において同じ。）に係る同項に規定する」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　サービス付き高齢者向け貸家住宅　サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。以下この項及び第二十一項において同じ。）である貸家住宅をいう。